

保発 0720 第 4 号
令和 5 年 7 月 20 日

都道府県知事
地方厚生(支)局長

厚生労働省保険局長
(公印省略)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政省令の公布について(通知)

今般、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 31 号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和 5 年政令第 243 号。以下「整備政令」という。)及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和 5 年厚生労働省令第 95 号。以下「整備省令」という。)が本日付けで公布された。

整備政令及び整備省令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

第 1 整備政令の概要

- 1 国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号。以下「国保令」という。)の一部改正
 - (1) 出産した被保険者等に係る国民健康保険料の免除措置に関する事項

ア 世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者(以下「
出産被保険者」という。)がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦
課する国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとする。

(第 29 条の 7 第 5 項第 8 号関係)

イ アに基づき減額する額は、出産被保険者の出産の予定日(厚生労働省令で定める
場合には、出産の日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊 娠の
場合には、三月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び被 保険
者均等割額とする。(第 29 条の 7 第 5 項第 9 号関係)

(2) その他所要の改正を行う。

2 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和 34 年政令第 41 号)の一部改正

(1) 市町村の国民健康保険に関する特別会計への繰入金等の算定方法等に関する事項

ア 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定により毎
年度市町村が繰り入れる額は、厚生労働省令で定めるところにより、同法の規定に
より保険料を徴収する市町村にあつては(一)に掲げる額とし、地方税法(昭和 25 年
法律第 226 号)の規定により国民健康保険税を課する市町村にあつては(二)に掲げ
る額とする。(第 4 条の 5 第 1 項関係)

(一)当該市町村が徴収する当該年度分の保険料について、当該市町村が 1 の(1)に定める基
準に従い所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額 すること
となる額の総額(その額が現に当該年度分の国民健康保険法第 72 条の 3 の 3 第 1 項
に規定する減額した額の総額を超えるときは、当該減額した額の総 額)

(二) 当該市町村が課する当該年度分の国民健康保険税について、当該市町村が地方 税法
第 703 条の 5 第 3 項に定める基準に従い所得割額及び被保険者均等割額を減 額する
ものとした場合に減額することとなる額の総額(その額が現に当該年度分 の国民健康
保険法第 72 条の 3 の 3 第 1 項に規定する減額した額の総額を超える ときは、当該減
額した額の総額)

イ 国民健康保険法第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入れは、当該市町村の国民
健康保険に関する特別会計(同特別会計が事業勘定及び直営診療施設勘定に区分さ
れているときは、同特別会計事業勘定)に繰り入れるものとする。(第 4 条の 5 第 2
項関係)

ウ 国民健康保険法第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入れについて国及び都道府
県が行う負担は、当該繰入れが行われた年度において行うものとする。(第 4 条の
5 第 3 項関係)

(2) その他所要の改正を行う。

3 地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号)の一部改正

(1) 出産被保険者に係る国民健康保険税の免除措置について、1(1)に準じた改正を行

う。

(2) その他所要の改正を行う。

第 2 整備省令の概要

1 国民健康保険法施行規則(昭和 33 年厚生省令第 53 号)の一部改正

整備政令による改正後の国保令第 29 条の 7 第 5 項第 9 号において厚生労働省令で定めることとしている場合は、以下のいずれかとする(第 32 条の 10 の 2 関係)。

ア 被保険者が出産した後に、国民健康保険料(税)の所得割額及び被保険者均等割額の減額を受けるための届出を行った場合

イ 被保険者が出産した後に、出産した被保険者の属する世帯の世帯主が、当該届出を行っていない場合であって、市町村が当該届出で届けられるべき事項を確認することができる場合

2 国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(昭和 38 年厚生省令第 10 号)の一部改正

改正法により、出産被保険者に係る国民健康保険料(税)の所得割額及び被保険者均等割額の減額相当額について、市町村が当該市町村の一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならないこととされたことに伴い、以下の改正を行う。

ア 調整対象需要額及び市町村調整対象需要額の算定にあたって、保険給付費の支給並びに前期高齢者納付金及び介護納付金の納付に要した費用から控除することとされている公費負担額に、当該繰入額を加える(第 4 条関係)。

イ 国保令第 29 条の 7 の 2 第 2 項又は地方税法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等の保険料(税)を減額する場合に交付される特別調整交付金の額の算定にあたって、賦課期日に賦課された被保険者に係る保険料の総額を賦課期日における被保険者の総額で除して得た額(市町村の平均保険料)に保険料軽減制度の対象となる特例対象被保険者等の総数を乗じて得た額から控除することとされている公費負担額に、当該繰入額を加える(第 6 条関係)。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

3 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令(昭和 47 年省令第 11 号)の一部改正

(1) 改正法による改正後の国民健康保険法(以下「新国保法」という。)により、市町村が条例又は地方税法の規定に基づき出産被保険者に係る国民健康保険料(税)につき減額した額の相当額について、市町村が当該市町村の一般会計から国民健康保険に關す

る特別会計に繰り入れなければならないこととされたことに伴い、出産被保険者に係る国民健康保険料(税)の所得割額及び被保険者均等割額の減額相当額の算定方法を定める。(第 6 条の 5 関係)

(2) その他所要の規定の整備を行う。

4 国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令(平成 29 年厚生労働省令第 111 号)の一部改正

(1) 市町村標準保険料率及び都道府県標準保険料率の算定において、新国保法第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金を、市町村標準算定基礎額及び都道府県標準算定基礎額の算定の基礎となる国民健康保険事業に要する費用のための収入に含めないこととする。(第 27 条第 2 項)

(2) その他所要の規定の整備を行う。

第 3 施行期日等

1 整備政令

(1) 施行期日

整備政令は令和 6 年 1 月 1 日から施行する。(附則第 1 項)

(2) 経過措置

第 1 の 1 (1)に掲げる事項は、令和 5 年度分の国民健康保険の保険料のうち令和 6 年 1 月以後の期間に係るもの及び令和 6 年度以後の年度分の当該保険料について適用し、令和 5 年度分の当該保険料のうち令和 5 年 12 月以前の期間に係るもの及び令和 4 年度分までの当該保険料については、なお従前の例による。(附則第 2 項)

2 整備省令

整備省令は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。(附則)